

令和7年第4回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月24日(木) 午前8時47分から午前9時28分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 (10人)

10番 善岡 浩樹 (会長)	7番 松田 力 (会長代理)	
1番 永井 稔	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 (人) なし
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	松田 力 川瀬 崇
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 井口課長
第 4	会務報告	事務局 東海林局長
第 5	議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第 6	報告第10号 農業者年金 (旧制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 7	報告第11号 農業者年金 (新制度・老齢年金) 裁定請求の進達について	
第 8	報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第 9	議案第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について	
第10	議案第9号 令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について	
第11	議案第10号 現況証明書の交付について	
6. 農業委員会事務局職員
東海林孝行事務局長・滝上和昭農地推進員・阿部久仁光主事
7. 参与
井口純一産業課長

事務局長(東海林)	<p>みなさんお疲れ様です。</p> <p>本日は10名の委員が出席しており定足数に達しておりますので、只今から令和7年 第4回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>おはようございます。種まき作業の真っ盛りの方、始まる方、色々いらっしゃるかと思えます。農作業忙しい時期ですが事故の無いように気をつけて作業に励んで頂きたいと思う次第です。また、ご存じのとおり4月人事があり新たな体制での初めての総会となります。この一年宜しく願います。</p>
議 長 (会長)	<p>それでは、これより令和7年 第4回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 松田委員・川瀬委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、東海林事務局長 滝上農地推進員 阿部主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 井口産業課長お願いします。</p>
参与 (井口)	<p>おはようございます。先日4月1日付人事に際し、役場内部についても大きな改革がなされました。町の重要な政策推進や施設のマネジメント等、総合的な調整、財政面をしっかりと担う部署とすることで、総合政策室の拡充、従来の企画振興課についてはまち未来戦略課。住民課についてはこどもくらし応援課、産業課については3名減ではありますが、地域おこし協力隊員や会計年度職員の配置も今後進めていく予定でありますので、詳細についてはあらためてご報告させて頂きたいと思えます。</p> <p>農業とはあまり関係のない話で終始してしまいました。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>

事務局長

会務報告 4 ページをお開き下さい。
【4 ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について
議事参与の制限が議案第8号で [REDACTED] にかかります。

それではこれより、報告3件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第10号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、日程第7 報告第11号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について、関連がありますので、一括で事務局より説明願います。

事務局長

5 ページをお開き下さい。
報告第10号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規程により読み替えられて、直その効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係る旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年4月24日提出

続きまして7ページをお開き下さい。
報告第11号 農業者年金（新制度・老齢年金）裁定請求の進達について

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第14条の規程に基づき、別紙の者に係わる農業者老齢年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和7年4月24日提出

6ページ、8ページをそれぞれご覧下さい。
満65歳到達による新旧老齢年金裁定請求書を受理し、令和7年3月24日農業者年金基金へ提出しましたのでご報告いたします。
(旧制度) については6ページ 番号 87
(新制度) については8ページ 番号 155

受給者の氏名、住所、生年月日、年金の加入期間等は記載のとおりです。
以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第8 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、事務局より説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。報告第12号 農地法第3条の3第1項の規程による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨の届出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和7年4月24日提出

権利取得者

権利委譲者

平成30年5月6日に亡くなられ、相続手続きに時間を要しておりましたが親族間協議が整い相続をするものであります。

土地の所在は三谷28番地2、外20筆です。

田が18筆、畑が3筆で合計面積 109,253.34㎡です。

土地の所在は資料1～2ページに航空写真を添付しておりますので、ご参照下さい。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか？

委 員

【質疑無し】

議 長

次に日程第9 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について、事務局より説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。

議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、北竜町から意見を求められた別紙の農用地利用集積等促進計画について議決を求める。

令和7年4月24日提出

今回は使用貸借権の設定が4件です。地域計画の策定に伴い、3月までは農業経営基盤強化促進法による経過措置期間でありましたが、地域計画が公告されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に完全移行されました。大きな変更点は、相対ではなく間に北海道農業公社、農地中間管理機構が入った形になることです。そのため、渡し人と受ける人の間には必ず北海道農業公社が入ることになります。そのため議案の申請番号1番は[]から、2番は[]からそれぞれ北海道農業公社へ使用貸借し、3番は北海道農業公社から[]へ、4番は[]へそれぞれ使用貸借されるものであります。

12ページをご覧下さい。

番号 7-1

農地中間管理権の設定を受ける者 北海道農業公社

農地中間管理権の設定をする者 []

管理権の種類内容は、使用貸借です。始期及び存続期間は記載のとおりです。

土地の所在は、和104番地1 外9筆、

田が10筆で 面積は 47,208 m²となっております。

資料3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 7-1 について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-1 について承認といたします。
次に番号7-2 について説明願います。

事務局長

13 ページをご覧ください。
番号7-2
農地中間管理権の設定を受ける者 北海道農業公社
農地中間管理権の設定をする者 XXXXXXXXXX

管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び存続期間は記載のとおりです。

土地の所在は、和21番地6 外29筆
田が30筆で 面積は 86,712.12 m²となっております。
資料4～5 ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号 7-2 について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-2について承認いたします。
次に番号7-3について、XXXXXXXXXXに議事参与の制限がかかります。
それでは説明願います。

事務局長

15ページをご覧下さい。
番号 7-3
農地中間管理権の設定を受ける者 XXXXXXXXXX
農地中間管理権の設定をする者 北海道農業公社
管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び存続期間は記載のとおりです。
土地の所在は、和104番地1 外34筆
田が35筆で 面積は 121,139.12㎡となっております。
資料6～7ページに航空写真、8ページに要件確認のチェックリストがありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号7-3について、承認とされる方は挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-3について承認いたします。
ここでXXXXXXXXXXの議事参与の制限を解きます。
次に番号7-4について説明願います。

事務局長

17ページをご覧下さい。
受理番号 7-4
農地中間管理権の設定を受ける者 XXXXXXXXXX
農地中間管理権の設定をする者 北海道農業公社

管理権の種類内容は使用貸借です。始期及び存続期間は記載のとおりです。

土地の所在は、和101番地1 外4筆

田が5筆で 面積は 12,786 m²となっております。

資料9ページに航空写真、10ページに要件確認のチェックリストがありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。

番号7-4について、承認される方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-4について承認といたします。

日程第9、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認についてはすべて承認といたします。

日程第10 議案第9号 令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明願います。

事務局長

18ページをご覧下さい。

議案第9号 令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

農業委員会における最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について別冊のとおり提出する。

令和7年4月24日提出

資料11～15ページの令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。

内容につきましては、昨年3月の総会で承認頂きました令和6年度における最適化活動の目標設定等を基に実施状況等を反映させ、評価しておりますので時間の都合上詳細の説明は省略させていただきますがご確認をお願いいたします。

この後のスケジュールとしましては、本総会終了後街のHP等で公表することとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認とされる方は、挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第10 議案第9号 令和6年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については承認といたします。

日程第11 議案第10号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。

事務局長

19ページをご覧ください。

議案第10号 現況証明書の交付について

現況証明書の交付願いがあったので、適否について審議する・

令和7年4月24日提出

20ページをご覧ください。

番号7-1

届出人

土地の所在は、和21番地11 外3筆です。

証明理由は、地目変更登記申請をするものです。

資料16ページに申請地図面として航空写真を添付しておりますので
ご確認下さい。以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号7-1承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号7-1について承認いたします。

日程第11 議案第10号 現況証明書の交付については承認といた
します。

以上で、第4回農業委員会総会を終了いたします。

議 長

7 番委員

8 番委員
